

## (介護保険サービスの利用について)

### (ご家族からの質問)

父親が、住宅型ホームに入居している。デイサービスを週5回利用しており、毎日バスに乗せられ、外部の事業所まで通っている。本人は、週5回の利用は体力的にきつく行きたくない、と言う。

ケアマネジャーにデイサービスの利用停止を申し出たところ、「住宅型ホームの入居契約とデイサービスの利用契約はセットであるため、利用停止はできない。」と言われたが、そういうものなのか。

### 《相談者に対する苦情対応委員会のコメント》

住宅型ホームでは、入居者が自分で外部の介護保険サービスを選択することになります。ケアマネジャーに相談し、ケアプランの修正を行ってください。また、ホームの入居契約に特定の介護保険サービスの利用を抱き合わせる契約は認められていません。

ホームの施設長またはケアマネジャーの適切な対応が得られない場合は、市区町村の介護保険担当者や、国民健康保険団体連合会(国保連)にご相談ください。

### ～入居を検討している方へ～

#### 《トラブル回避のためのチェックポイント》

住宅型ホームと入居契約する際は、介護保険サービスを利用する場合、外部の事業所について複数の事業所を紹介しているか、また入居者が自由に外部の事業所を選択することができるのか確認しましょう。

### 《事業者に対する苦情対応委員会のコメント》

住宅型ホームで入居者が介護保険サービスを利用する際は、利用者の希望に基づいたものでなければなりません。そのため、入居者に複数の選択肢を示すことなく特定の事業所の利用を求めている場合は、「有料老人ホーム設置運営指導指針」違反となります。

「有料老人ホーム設置運営指導指針」に則り、近隣の利用可能な事業所について情報提供を行い、特定の事業所の利用を誘導することなく、利用者が自由に選択できる環境を確保することが必要です。

(参考)有料老人ホーム設置運営標準指導指針(老発 0401 第 14 号 令和 3 年 4 月 1 日)

8 有料老人ホーム事業の運営

(10) 介護サービス事業所との関係 イ 近隣に設置されている介護サービス事業所について、入居者に情報提供すること。ロ 入居者の介護サービスの利用にあっては、設置者及び当該設置者と関係のある事業者など特定の事業者からのサービス提供に限定又は誘導しないこと。ハ 入居者が希望する介護サービスの利用を妨げないこと。